入札公告の訂正

次のとおり訂正いたします。
令和７年７月３日
契約担当役
国立研究開発法人物質・材料研究機構
財務部門長　岡部　　渉
◎調達機関番号　802　◎所在地番号　08
○第１号
１　掲載日　令和７年６月23日（号外政府調達第114号）
２　訂正内容　11ページ４段落目、国立研究開発法人物質・材料研究機構の入札公告第26号中、１の⑴中、「24」を「71、27」に、１の⑵中、「及び」を「および」に、１の⑹中「第23号に同じ。」を「上記１⑵の件名について入札に付する。落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。」に、１⑺の「第23号に同じ。」を「電子入札システムの利用　本件は、電子入札システム非対応案件であり、紙による入札書等の提出のみを受け付ける。」に、４の「その他　第23号に同じ。」を「その他　⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書の他に当機構の交付する仕様書に基づき、総合評価のための書類を受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から総合評価のための資料に関し説明及び協議を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとし、必要な場合には当該資料の変更に応ずべきものとする。⑷　総合評価　契約担当役が入札者の作成した総合評価のための書類を⑸に示す技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した総合評価のための書類を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。⑸　総合評価基準　総合評価のための書類等が当機構の交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められたものであること。⑹　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。⑺　契約書作成の要否　要。⑻　落札者の決定方法　⑷の技術審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、当機構の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で契約担当役が入札説明書で指定する性能、機能等（以下、「性能等」という。）のうち、必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている性能等を提案した入札者の中から、契約担当役が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。⑼　手続における交渉の有無　無。⑽　詳細は入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。」に、５の⑵中、「24」を「71，27」にそれぞれ訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年７月３日
支出負担行為担当官
九州地方整備局長　垣下　禎裕
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　川内川下方井堰（右岸部）改築工事（電子入札及び電子契約対象案件）
⑶　工事場所　宮崎県えびの市原田地先
⑷　工事内容　地盤改良（深層混合処理工法）：約7,400㎥、堰本体工（堰柱・床板・水叩）：約3,400㎥、取付擁壁：101ｍ、護床工：513個（根固めブロック２ｔ型）、河川土工：１式、仮設工：１式
⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。ただし、契約を締結するまでの間に、別途配布する工期通知書により、工事の始期及び終期を通知すること。
工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。また、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
全体工期：契約締結日の翌日から令和11年７月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　生コンクリート：約4,600㎥、鋼材（鉄筋、鋼矢板）：約254ｔ
⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
⑼　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する適用工事である。
⑽　本工事は、円滑な技術継承を推進することを目的として、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる「専任補助者制度」の試行工事である。専任補助者の配置を希望する場合は、落札決定後から工期の始期までに、「専任補助者の配置の申出書」を提出するものとし、併せて専任補助者制度を活用する主任技術者（監理技術者）及び専任補助者について、現場代理人等通知書（案）、経歴書、資格者証、３ヵ月以上の雇用関係を証明する資料を提出するものとする。「専任補助者の配置の申出書」は、落札決定後、専任補助者の配置を希望する場合に、契約担当課より配布する。
専任補助者は、本工事に専任するものとし他工事との兼務は認めない。ただし、現場代理人、担当技術者を兼務することができる。
また、専任補助者制度を活用する主任技術者（監理技術者）及び専任補助者については、やむを得ない事由を除き、原則、途中交代は認めない。
⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
⑿　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⒀　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
⒁　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。
⒂　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。
⒃　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。また、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。
⒄　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⒅　本工事は、発注者が新たな積算方式として「施工パッケージ型積算方式」の試行を行う工事である。
⒆　総価契約単価合意方式の適用
①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。